

小樽市職員倫理条例（原案）の概要

第1章 総 則（第1条－第7条）

目 的（第1条）

- この条例は、職員が公務を遂行するに当たり、法令の遵守及び倫理の保持のために必要な事項を定めることにより、職員の公平かつ公正な職務の遂行を確保し、もって市民に信頼される市政を確立することを目的とする。

定 義（第2条）

- **職員**：一般職に属する職員及び特別職に属する職員（議会の議員を除く。）をいう。
- **職員等**：職員及び委託契約や請負契約に基づく業務に従事する者並びに指定管理者が行う市の施設の管理業務に従事する者をいう。
- **任命権者**：地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- **コンプライアンス**：職員が、法令を遵守することを基本に、本条例に規定する基本的心構えや職員の責務に基づき、高い倫理観を持って、市民のために積極的、自主的かつ誠実に職務を遂行することをいう。
- **利害関係者**：職員が職務として携わる「許認可等をする事務、補助金等を交付する事務、立入検査等（法令の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務、不利益処分をする事務、行政指導をする事務、契約に関する事務」に関わる者（従業員、代理人等を含む。）。
- **不当要求行為等**：次に掲げる行為をいう。
 - ・ 市が行う許認可その他の行政処分又は請負契約その他の契約に関し、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人のために有利又は不利な取扱いをするよう要求する行為
 - ・ 入札の公正を害し、又は公正な契約事務の遂行を妨げる行為
 - ・ 人事（職員の採用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害する行為
 - ・ 暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図り、又は公務の執行に支障を生じさせる行為
 - ・ 正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人が有利又は不利益な取扱いを受けるよう要求する行為
- **公益通報**：公益を守るために、職員等が知り得た市政運営に関する違法行為又は違法のおそれのある行為等について通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。

基本的心構え（第3条）

- 職員は、「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」ことを深く自覚し、市民から信頼される職員となるよう常に公務員としての資質の向上に努めるとともに、公共の利益の増進を目指して公正な職務の遂行に当たらなければならない。
- 職員は、職務の遂行に当たっては、常に法令を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

職員の責務（第4条）

- 職員は、法令遵守の重要性を深く認識するとともに、常に公平かつ公正に職務を遂行し、公務員としての信用を損なうことのないようにしなければならない。
- 職員は、職務の遂行に当たっては、市民等（市民その他市政に関わりのある者をいう。以下同じ。）に対して業務に関する説明を十分に行い、理解と協力を得るよう努めるとともに、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、市民の疑惑や不信を招くことのないよう、常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。
- 職員は、自らの職務に関連する法令に精通するよう努め、職務を適正に遂行しなければならない。
- 職員は、職務上知り得た情報を適正に管理し、公正に職務を遂行しなければならない。

管理監督者の責務（第5条）

- 職員を管理し、又は監督する地位にある職員は、その職務の重要性を自覚し、率先して自らを律するとともに、所属職員への適切な指導及び監督を行い、公正な職務の遂行及び厳正な服務規律の確保を図らなければならない。

任命権者の責務（第6条）

- 任命権者は、職員の資質の向上及び職務に係る倫理の保持を図るため、職員の意識の啓発、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。
- 任命権者は、コンプライアンスの推進を図るための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

市民等の責務（第7条）

- 市民等は、職員の公正な職務の遂行について理解し、協力するよう努めるものとする。
- 市民等は、職員に対して不当要求行為等をしてはならない。

第2章 コンプライアンス委員会及びコンプライアンス推進会議（第8条・第9条）

コンプライアンス委員会（第8条）

- 法令遵守体制の確立を図り、公正な職務の遂行を確保するため、「小樽市コンプライアンス委員会」を設置（第三者で構成する委員会）

コンプライアンス推進会議（第9条）

- 市におけるコンプライアンスを組織的に推進するため、「小樽市コンプライアンス推進会議」を設置（市職員で構成する会議）

第3章 利害関係者との間の禁止行為（第10条・第11条）

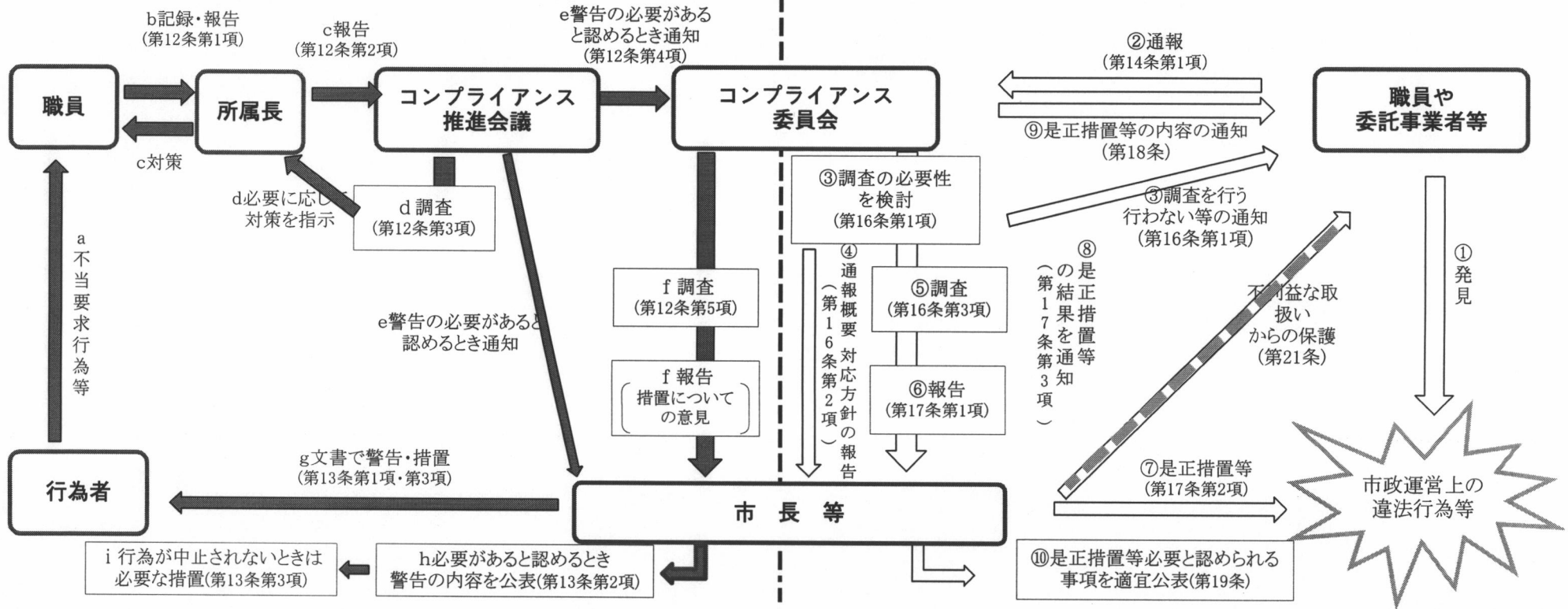
- 職員は、利害関係者との間において、金銭や物品等の贈与を受けたり、会食をしたり、適正な対価を支払わずに役務の提供を受けるなど、一切の利益や便宜の供与を受けてはならない。ただし、職務の執行の公正さを損なうおそれがないと認められる行為であって、任命権者が認めた場合、市が主催する行事に伴って会食や遊技、旅行を行う場合又は社会通念上儀礼の範囲内と認められる香典、見舞金等を受ける場合を除く。

第4章 不当要求行為等 (第12条・第13条)

(対応) 職員に対し、不当な要求があった場合、公正な職務の執行を確保するため、組織として必要な対応をするもの

第5章 公益通報 (第14条—第22条)

(制度) 市政の適正かつ公正な執行のために、職員等により行われる通報を受け付ける制度



第6章 雑 則 (第23条—第25条)

職員等の協力 (第23条)

- 職員等は、この条例の規定に基づき委員会又は推進会議が行う調査に誠実に協力しなければならない。
- 前項の規定により調査に協力した職員等は、当該調査の際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

報告及び公表 (第24条)

- 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、その概要を議会に対して報告するとともに、公表するものとする。